

# 横浜市都市美対策審議会政策検討部会設置要綱

制 定 平成23年12月15日 局長決裁

改 定 令和元年 8月19日 局長決裁

## (設置)

第1条 横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年7月横浜市条例第35号)第8条第1項の規定により、横浜市都市美対策審議会に政策検討部会を設置する。

## (招集等)

第2条 政策検討部会は、横浜市都市美対策審議会運営要領第13条第2項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等政策検討部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、政策検討部会の会議に代えることができる。

## (審議事項)

第3条 政策検討部会は、次に定める事項について審議する。

(1) 都市デザイン施策に関する事項

(2) 大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整に関する事項。ただし、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)第6条第2項及び第15条の規定に基づく市長への意見の提出に関しては、会長が、部会の審議を必要と認める事項。

(3) その他市長が必要と認める事項

## (審議意見)

第4条 政策検討部会の意見は、部会長が取りまとめる。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、政策検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

2 この要綱は、令和元年8月26日から施行する。